

牧之原市「新型コロナウイルス感染症」に関する対策方針

1 現状の認識

(1) 国内の感染状況

- ア 新型コロナウイルス感染症は、国内において6月23日厚生労働省発表時点で17,968名の陽性者、955名の死亡者が確認されています。
- イ 静岡県ではこれまで80例の感染者が確認されていますが、6月23日までに1名がお亡くなりになり、75名が退院しています。

(2) 国の対応

- ア 国の新型コロナウイルス感染症対策本部は令和2年4月7日に法律の規定に基づき新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨の宣言を行い、7都府県を指定しましたが、4月16日に全都道府県を対象としました。
- イ その結果、全国の新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が現れはじめ、5月14日から5月25日にかけて段階的に全都道府県の緊急事態を解除しました。
- ウ そのうえで「段階的に社会経済の活動レベルを上げていくこと」などに留意しつつ、まん延防止策と社会経済活等の維持との両立に配慮することが示されました。
この際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、6月18日までの3週間程度、その後の3週間程度、の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和することとしました。
- エ 国は、6月19日をもって国内の移動についての制限を撤廃しました。
厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- オ 国の要請に基づき、業界団体やスポーツ競技団体が新しい生活様式に関するガイドラインを作成して公表しました。

業種別ガイドラインについて

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

上記リンクに記述のない業種については個別の団体にお尋ねください

(3) 静岡県の対応

ア 静岡県は5月29日静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を開催し、具体的な対処方針を改訂しました。

イ 上記対処方針では「ふじのくに基準」に基づく「6段階の警戒レベル」を設定し、県内の状況を下から3番目の「注意」として認定し、毎週見直すこととしました。県外の移動については、「新しい生活様式」の徹底の他、行先によって「注意」や「慎重な行動」を求めています。

静岡県「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連情報」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

(4) その他の懸念事項

ア 国内各地では東京を中心に新規感染者が確認されており、第2波への備えは引き続き注意を要すると考えられます。

イ 東海地方も梅雨入りし、洪水や土砂災害への注意の必要な季節に入ったことから、避難所における感染対策も喫緊の課題となっています。

2 牧之原市の基本方針（令和2年6月25日現在）

今後段階的に県境を跨いだ移動や経済活動が再開されることから、現状の感染予防策を維持しつつ、まん延防止策と社会経済活動の段階的再開との両立に配慮して経済・社会への影響を最小限とします。

この際、新型コロナウイルス感染症について正しく理解したうえで各々の体調管理の徹底と、換気の悪い「密閉」空間に多くの人が「密集」し、近距離での「密接」な会話や発声という「3つの密」のある環境を避けることに加え、「新たな生活様式」を引き続き実践していただくことを要請します。

また、牧之原市内で患者や患者クラスターが発生した場合に適切な対応が取れるよう、関係者との協議及び準備を進めます。

なお、この方針は国内や周辺地域での発生状況及び政府や専門家会議の発表を踏まえ段階的に改訂します。

3 市民の皆様へのお願い

市民の皆様には、特に以下の6点をお願いします。

(1) 各々の体調管理を徹底してください。

社会活動の再開に伴い、市民の行動範囲が広がっていきませんが、新型コロナウイルスと何処で接触するかわかりません。これからは、「自分が感染しない」「他人にうつさない」という心構えを持って行動しましょう。

発熱やせきなどの症状がある場合には、外出や他人との接触を避け、かかりつけ医又は帰国者・接触者相談センターに直ちにご相談ください。

【帰国者・接触者相談センター連絡先】

050-5371-0561・0562(平日 8時30分～17時15分)

050-5371-0561(上記以外)

(2) 「3つの密」がある環境を極力避けるなど「新たな生活様式」の実践に努めつつ、段階的に社会経済活動を再開してください。具体的な留意事項は、業界ごとのガイドラインや「牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン」を参照してください。

また、スマートフォンをお持ちの方は、「接触確認アプリ」をご活用ください。

～新型コロナウイルス感染症の対応～「新しい生活様式」の実践～

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-onegai5.html>

牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/uploaded/attachment/32057.pdf>

市役所での手続きについては、郵送で可能なもの(転出届、住民票・戸籍謄本・税証明などの請求)とマイナンバーカードを用いたコンビニ交付(住民票・印鑑登録証明)が可能です

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/9/32718.html>

(3) 市内の地産地消にご協力ください。

市内の生産者、商店や飲食店、理美容店など多くの事業者は、需要の大幅な減少により、大変厳しく、死活的な状況にあります。市民の皆様のご協力によりこの難局を乗り切れるよう地産地消にご協力ください。

市内での地産地消を応援するため、プレミアム付き商品券の発行を準備しています。

(4) 最近2週間以内に海外から市内に移動した方は、移動から2週間は外出をお控えください。また、その方のご家族においては、家庭内の感染防止にお心掛けください。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

(5) 確かな情報を得て正しく備えるとともに、偏見や差別を退けてください。

ア 誤った情報を意図的に流す方々があり、昨今の携帯電話やスマートフォン等の普及が悪用されています。政府や自治体、公共放送などの信頼できる媒体の情報を確かめてください。

イ 新型コロナウイルス感染症について正しい知識を持って偏見や差別を退けてください

(ア) 誰もが感染しうる感染症だという事実

(イ) 誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症だという事実

(ウ) 病気に対して生じた偏見や差別が、更に病気の人を生み出し、感染を拡大させるという負のスパイラル

(エ) 医療従事者をはじめとして本感染症への感染リスクと隣り合わせで働いている人々に対する敬意

偏見や差別の人権相談窓口は、法務省人権擁護局 HP「新型コロナウイルス感染症に関連して」をご覧ください。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

(6) 出水期を迎え、お住まいの場所に浸水や土砂災害などのリスクがないかどうか、リスクがある場合は非常持ち出し品（マスクや手指消毒剤などを含む）や近くの緊急指定避難場所の確認など万一の災害に備えてください。

4 牧之原市内における各種施策について

(1) 市民に対する情報提供について

ア 国内における発生状況、市内で発生した際には速やかに情報提供します。

イ 市民の混乱を招く不正確な情報については、事実確認を行い、対策を講じるとともに正確な情報発信に努めます。

(2) 感染防止策の徹底について

ア 手洗い等、個人の感染防止策の周知・啓発に努めます。

(ア)手洗い (イ)水分補給（温緑茶を推奨） (ウ)普段の健康管理

(エ)マスクの着用 (オ)咳エチケット

(カ) 外出の際には人混みを避ける

(キ)発熱や風邪症状のある人は外出を控え、学校や仕事を休む

(詳細は市のHP「新型コロナウイルス感染症を防ぐために」参照)

(3) 学校などの対応について

- ア 「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策「新しい生活様式」を継続し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、子どもの健やかな学びを保障していきます。
- イ 市内保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブは、引き続き感染予防に配慮したうえで業務を実施します。
- ウ ただし市内で感染者が確認された場合等においては、感染の状況に応じて対応することとします。

(4) 市内の体育施設及び文化施設等について

- ア 市の社会体育施設及び文化施設については、「新しい生活様式」をもとに感染対策に配慮したうえで利用が可能です。ただし、競技団体又は業界団体からガイドライン等が示されている場合は、その範囲内の活動となります。
- イ 海水浴場については、今年度は、安全に開設できる状況に無いことから、開設を中止といたしました。静波海水浴場と相良サンビーチへの来訪者の安全確保のため、「遊泳危険」の注意看板を設置するとともに、7月10日(金)から8月末まで、簡易監視所を設置し、ライフセーバーによるパトロールでの注意喚起を行い、海岸での事故を予防します。
- ウ 公園の一般利用についてはこれまでどおり制限しません。油田の里公園バーベキューガーデンについては感染防止対策として距離をおいた2基を利用可能とし、人数を1基10人までとして貸出を行います。
- エ さがら子生れ温泉会館、むつみ荘及び福祉こども部所管施設は、「牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン」を参照して運営を行います。

(5) 市が主催するイベントは、「牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン」を参照し、感染リスクを下げる対応をとったうえで実施し、それが困難な場合は自粛又は縮小します。各団体におかれましては、牧之原市及び各業界団体のガイドラインを参照し、参加者の体調のチェックの上で感染リスクを下げる対応のより一層の徹底と、それが困難な場合は自粛又は縮小をお願いします。

(6) 高齢者施設などの対応について

ア 介護サービス事業者の皆様には、下記の感染拡大防止対策を徹底しつつ、支援を必要とする利用者やその家族の生活を維持する観点から、可能な限りサービス提供を継続するよう要請します。

(ア) 全ての職員は、各自出勤前に体温を測定し、発熱や強いだるさ等の症状がある場合は、出勤しないことを徹底

(イ) 職員のみならず、委託業者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケット、手洗い、手指消毒の徹底

(ウ) 利用者においては、体調把握に加え風邪病状のある者はマスク着用などの対策の徹底

イ 感染症予防及び事業者内で感染者が発生した場合の対応等に関するガイドラインの作成を要請するとともに、市は情報提供や助言を行う。

(7) 市内のすべての業種に対する休業要請が解除となりましたが営業の再開に際しては、国が示した「新たな生活様式」と業種ごとに業界団体が定めたガイドラインを踏まえ、感染防止対策を徹底することを要請します。

市民の皆様には市内の地産地消へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の対応～業種・施設ごとの取組～

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/jigyousayayobikake2.pdf>

(8) 医療体制の確保について

ア 来院者には、院内感染防止のためのマスク・消毒剤使用の徹底を依頼します。また、受診をむやみに控えたり、遅らせて重症化しないよう適切な受診を積極的に市民に啓発します。

イ 市内の診療所では発熱患者は院内に入れず、車内または院外で問診を行うなど、院内感染防止を徹底しています。発熱者等の受診方法について引き続き啓発していきます。

ウ 新型コロナウイルスの疑われる患者が、帰国者・接触者相談センター又はかかりつけ医を通じて、帰国者・接触者外来等でPCR検査を受け、検査の結果により適切な治療が受けられるシステムを確保します。

エ 第2波、第3波が予見される中、新たな感染者を早くに見つけることや集団発生を避けるために、関係機関及び関係市町と連携して、PCR検査体制の強化を進めます。

オ 高齢者や基礎疾患を有する人への継続的な医療・投薬を行う観点から、電話診療による処方箋の発行など、医師会及び総合病院と協議を

進め、直接受診しなくてもよい方法について検討を進めます。

(9) 各種支援策への対応

ア 特別定額給付金について引き続き受付を行っています。3か月以内の申請をお願いします。

イ 持続化給付金の制度や申請の方法などについて広報などを通じて周知を図るほか、商工会（6月1日から）、ハイナン農業協同組合（6月9日から）、まきのはら産業・地域活性化センター（6月1日から）と連携して申請支援窓口を開設しています。

ウ 生活にお困りの皆様の支援のため、食糧支援・緊急小口資金等の特例貸付・住宅確保給付金・生活保護などの支援制度について、社会福祉協議会と連携してご相談の対応を行っています。

エ 市税の特例その他の支援策についても情報発信に努めます。

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/7/33430.html>

オ 新型コロナウイルス感染症に係る支援策の「総合案内窓口」を設置します。榛原庁舎市民課、相良庁舎窓口、さざんか社会福祉課、市民相談センターに案内表示を設置し支援策の担当課等についてご案内します。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

<https://corona.go.jp/action/>

(10) 避難所の対応

今後の出水期に備え、避難所が「3つの密」となりクラスタの発生源とならないように、国や県のガイドライン等に沿った運営ができるよう必要な資材や訓練などの準備をします。

(11) 市役所の職員の感染防止施策を徹底します。

ア 全職員（教職員、保育・放課後児童クラブ関係者を含む）の体調管理を徹底します。

(ア) 全職員は毎朝検温し、体調を各課ごと所定の様式に記入して報告。異常がある場合は速やかに所属長を通じて報告します。

(イ) 37.5 以上の場合又は咳や倦怠感がある場合は出勤を取りやめ、帰国者・接触者相談センターに相談の上、指定医療機関に受診します。

(ウ) 短期間で解熱した場合も3日間は自宅で様子を観察します。

(エ) 大都市圏への移動・出張を避けるとともに、大都市圏からの来客に際しても感染予防策を徹底します。

イ 会議などにおいては非接触の体温計により 37.5 を基準として参加

の可否を判定します。また部外からの参加者については氏名と連絡先を記録します。

ウ 職員同士及び来庁者との3つの密を避ける対応をします。

(ア) 会議及び接客等においては適宜距離をおき、マスクの着用に努めます。

(イ) 食堂で食事する場合、空間的又は時間的に離隔して近接を回避します。

エ 庁舎内で人が頻繁に触れるドアノブなどの消毒を徹底します。